
食肉科研/行政情報等発信サービス

No.276 2021/8/20

1 GMと新規食品の規制に対する国際的アプローチについての報告書発表－国立医薬品食品衛生研究所 安全情報部発表の食品安全情報（化学物質）No. 17/2021（2021.08.18）より

英国食品基準庁（FSA）が、新規食品についてEU/英国、オーストラリア、カナダ、日本、米国を対象に、その規制範囲や手続きの違いを把握することを目的とした調査結果を発表したことを紹介している。そのポイントは以下のとおり（注：GM等に関する部分は省略）。

- 新規食品とは、英国においては、1997年5月15日以前にEU域内でヒトが相当量消費していない食品と定義される。これらの食品は、安全に市場に出す前にFSAの認可を受ける必要がある。
- 選ばれた非 EU 諸国における「新規食品」の規制と認可について取り上げ、「新規」の判定と認可プロセス、用語の違い、安全基準、根拠に基づく要件などについて検討している。オーストラリア、カナダ、日本、米国が「新規食品」の比較対象国として協力した。
- 日本と米国では、新規の食品や食品成分は法律では特に取り上げられていない。両国とも、新規食品に相当する規制概念はない。対照的に、オーストラリアとカナダの規制制度は、EUの立場をより忠実に反映しているが、定義や新規食品法に該当するもの、認可の手続きに関しては大きな違いがある。どちらの市場でも、そのような食品を市場に出す前には承認が必要である。
- 日本では、新規食品という概念は使われていない。新規の食品や食品成分は、食品添加物として使用されておらず、医薬品や健康関連の強調表示がなく、ヒトの健康に害を及ぼすリスクがないことが確実である場合に限り、市販前の承認を得ずに自由に日本市場で販売することができる。製品が市場に出回ると、厚生労働省は、新しい食品または食品に含まれる新しい食品成分がヒトの健康にリスクを及ぼすと判断した場合、その製品の販売を禁止する措置を取る可能性がある

[foodinfo202117c.pdf \(nihs.go.jp\)](#)